

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特定非営利活動法人の設立の認証の取消	
根拠法令・条項	特定非営利活動促進法第13条及び43条	
所 管 課	市民生活部	生涯学習課
処 分 基 準	<p>設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において設立の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。</p> <p>所轄庁は、特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、設立の認証を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以上にわたって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないとき ・ 法第42条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき ・ 法令に違反した場合において、法第42条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないとき 	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ・ 聴 聞 ・ 弁 明 </div>
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	<p>ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に</p>
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	